

第2号様式(第9条)

野田市休日保育利用承諾(不承諾)通知書

第 号  
年 月 日

様

野田市長



次のとおり休日保育の利用を承諾(不承諾と)します。

利用保育所名 野田市立 保育所

児 童 名	生 年 月 日	年 齢	在 籍 す る 施 設 等
	年 月 日	歳	
	年 月 日	歳	
	年 月 日	歳	
	年 月 日	歳	
	年 月 日	歳	

利 用 決 定 日 時			
年 月 日	時 分 から 時 分 まで	年 月 日	時 分 から 時 分 まで
年 月 日	時 分 から 時 分 まで	年 月 日	時 分 から 時 分 まで
年 月 日	時 分 から 時 分 まで	年 月 日	時 分 から 時 分 まで
年 月 日	時 分 から 時 分 まで	年 月 日	時 分 から 時 分 まで

不承諾の場合の理由	
-----------	--

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。